

**くまもとアートポリスプロジェクト甲佐町住まいの復興拠点施設整備設計に係る  
公募型プロポーザルに関する質疑回答**

	質問事項	回 答
<b>①【応募資格に関する事項】</b>		
1	<応募資格③> 共同企業体（JV）など構成員としての実績は有効か。	可とする。ただし、事業主体と直接契約締結した者（共同企業体（JV）の場合は構成員）に限ることとし、事業主体と直接契約締結していない協力事務所（再委託）は不可。
2	<応募資格③> 公共建築の実績に改修工事（耐震改修を含む）は含まれるか。	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号から第15号までに定める建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えに該当する部分が2,000㎡以上のもとする。
3	<応募資格③> 公共建築の実績に改築工事（増築工事）は含まれるか。 （対象面積が2,000㎡以上）	
4	<応募資格③> 国立大学の施設は公共建築に含まれるか。	含まれる。
5	<応募資格③> 独立行政法人都市再生機構の施設は公共建築に含まれるか。	含まれる。
6	<応募資格③> 延べ床面積2,000㎡以上の公共建築の実務経験の要件は、[基本設計+実施設計]、[工事監理]のいずれか。若しくは、[基本設計]、[実施設計]、[工事監理]のいずれか。	[基本設計]、[実施設計]、[工事監理]のいずれかとする。
7	熊本県内事務所の応募資格①に所属する一級建築士が2名以上とあるが、共同企業体（JV）の共同者の場合でも該当するのか。	適用されない。
8	実績として提示した業務は、図面、契約書等の証明用添付が必要か。また、事務所登録証も共同企業体（JV）全員分が必要か。	正確な内容が記載されているものとして取扱うため、証明する資料を提出する必要はない。ただし、虚偽の記載や誤りなどがあれば、無効となる場合がある。
9	「①応募者（共同応募の場合は代表者に限る。以下同じ。）」とあるが、②③④で求められる条件については、共同応募の場合は代表者のみかその条件を満たせば良いか。	共同応募の場合は、代表者のみが応募要項4 応募資格①～③で求められる要件を満足すれば可。ただし、応募資格④は共同応募者にも適用される。
10	共同応募の場合、代表者ではない共同者は、②③の条件に満たない場合でも共同者としての資格は得られるか。	
11	協力事務所は他の応募者の協力事務所として本プロポーザルに参加している場合でも、協力事務所として参画を依頼することは可能か。	可とする。
<b>②【計画敷地に関する事項】</b>		
1	計画敷地西側の農道に面して、通常時及び災害時駐車場の入口（共同住宅及び都市防災公園）を設けることは可能か。甲佐町役場の駐車場入口は農道に面して2か所ほどあるように見える。	可とする。
2	「計画敷地中央の既存水路は、西側農道内に付替え、暗渠にする計画となっている。」とあるが、暗渠化されるのは既存水路か、それとも付替え後の水路か。後者の場合、既存水路を埋め立て、その上に建築は可能か。	後者とし、用途廃止した水路の上に建築は可とする。

	質問事項	回答
3	敷地内水路は撤去して問題ないか。また計画上注意する点はあるのか。	上記②-2の回答を参照すること。
4	既存水路を西側農道内に付け替えるとあるが、敷地境界より北側の田んぼになっている土地は現状維持するのか。	計画敷地外である。
5	計画敷地と同じ街区内の北側（未供用部）は、田畑・駐車場として現状のまま残すのか。	
6	敷地の北側に隣接する、地番778・781・782の今後の活用方法は決まっているのか。	
<b>③【設計条件に関する事項】</b>		
1	災害公営住宅は「棟当たり約130㎡の長屋形式とする。」とあるが、1棟当たり2住戸という理解でよいか。	ご貴見のとおり。
2	合併処理浄化槽は、災害公営住宅と子育て支援住宅の各々に設置する必要があるのか。	「甲佐町住まいの復興拠点施設整備設計に係る仕様書」の3（設計条件）-⑨を参照すること。
3	都市防災公園の工事費は、災害公営住宅や子育て支援住宅の概算工事費（参考）に含まれるのか。	含まれない。
4	駐車場（有無、台数）はどのように考えたらよいか。	都市防災公園における通常時及び災害時の駐車台数については、技術提案によることとする。また、災害公営住宅及び子育て支援住宅における駐車台数は、戸当たり1台以内を基本とし、設計協議により決定することとする。
5	駐車台数の指定はないのか。	
6	災害公営住宅や子育て支援住宅の駐車場の台数はこちらで想定すればよいか。	
7	住民用の駐車スペースの条件はあるか。	
8	都市防災公園について、遵守すべき規則等はあるか。都市公園の機能に加えて求められる機能はあるか。	都市防災総合推進事業により整備するものとし、機能については技術提案によることとする。
9	計画予定の防災公園と甲佐町役場の連携を考慮して役場敷地内（外構）に新たに動線計画を提案することは可能か。	技術提案によることとする。
10	子育て支援住宅について、県や町で作成しているガイドラインや認定基準などはあるのか。	県や町で定めている基準は特にないが、国の地域優良賃貸住宅制度を活用しているため「地域優良賃貸住宅整備基準（平成19年国住備第164号）」を満足する必要がある。

	質問事項	回答
11	敷地近隣の防災施設である甲佐町役場、甲佐小学校、総合保健福祉センターと、計画予定の防災公園との災害時の機能的な棲み分けは想定しているのか。	甲佐小学校体育館、総合保健福祉センターについては、災害時の避難場所として甲佐町防災計画書で位置づけ（甲佐町役場は災害対策本部を設置することから避難所としては未指定）。今回整備する防災公園についても防災計画書で避難所として指定を予定しているが、機能としては車中避難を想定。その他、技術提案によることとする。
12	「都市防災公園では地区全体での交流及びコミュニティ形成を図る空間とすること」とあるが、具体的にどのようなことを想定しているのか。	災害公営住宅への入居者が高齢者中心となることが想定されること、子育て支援住宅への入居者が若者世代であることから、この防災公園が多世代間交流の核となり、通常時は高齢者が子供を見守り、災害時等は若者世代が高齢者を見守るといったコミュニティ形成に期待する。その他、技術提案によることとする。
<b>④【追加資料に関する事項】</b>		
1	「別添資料3 敷地測量図」のCADデータを提供していただけないか。	本県のホームページ（ <a href="http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_19509.html">http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_19509.html</a> ）に、DXFファイルを投稿したので、ダウンロードすること。
2	「別添資料3 敷地測量図」よりもさらに広い範囲（甲佐町役場全体を含む）の配置図を提供していただけないか。	本県のホームページ（ <a href="http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_19509.html">http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_19509.html</a> ）に、PDFファイルを投稿したので、ダウンロードすること。
3	甲佐町役場の配置と平面概要が分かる資料を提供していただけないか。	本県のホームページ（ <a href="http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_19509.html">http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_19509.html</a> ）に、PDFファイルを投稿したので、ダウンロードすること。
<b>⑤【様式の記載方法に関する事項】</b>		
1	<様式2> 共同企業体（JV）の場合、事務所ごとに作成するのか。	
2	<様式2> 応募者（代表者）と共同応募者の所属するそれぞれの事務所の職員数を合計して記載してよいか。	代表者と他の共同応募者の所属する事務所の職員数を合計して記載すること。
3	<様式2> 共同応募の場合、代表者・共同者のそれぞれが各1部ずつ様式2を提出すればよいか。	
4	<様式2> 所属建築士事務所の技術職員・資格において、建築設備士（電気、機械設備）の資格者は設備設計一級建築士でもよいか。	可とする。
5	<様式3> 共同企業体（JV）の場合、代表者のみ作成するのか。	
6	<様式3> 応募者（代表者）と共同応募者の所属する事務所の実績を併せて記載してよいか。	代表者と他の共同応募者の所属する事務所の実績を併せて記載すること。
7	<様式4-1> 前職の業務実績を記載してよいか。その場合も、様式3と同様に業務名の欄に（前職）と記載が必要か。	可とする。その場合、様式3と同様に業務名の欄に（前職）と記載すること。
8	<様式5> 記載する実務実績の概要を説明するために写真、イラスト、イメージ図等を使用してよいか。	可とする。

	質問事項	回答
<b>⑥【その他】</b>		
1	災害公営住宅及び子育て支援住宅への入居予定者は、震災前どの地域にお住まいの方か。	災害公営住宅については、甲佐町の中で震災被害の大きかった乙女地区や白旗地区が主な地域である。また、子育て支援住宅については、甲佐町全域や新しく甲佐町に転入される方を想定している。
2	計画予定のみんなの家の運営主体はどこになるのか。	未定。
3	災害公営住宅への入居は、その他の工事が完了する前に開始するのか。	ご貴見のとおり。
4	災害公営住宅は町営住宅あるいは県営住宅か。	甲佐町営の災害公営住宅である。